

令和7年度

一関市立大東小学校

第1回 学校運営支援協議会

日 時 令和7年6月24日(火)

13:00~14:30

場 所 大東小学校 校長室

【次 第】

進行 : 市野川知代(副校長)

記録 : 樋口 達哉(教務主任)

1 開 会 (進行)

2 挨拶 現学校運営支援協議会 会長 小原 雪男
大東小学校 校長 真壁 岳夫

3 授業参観 13:10~13:40

4 協 議 (進行~会長)

- (1) 令和6年度学校運営支援協議会活動報告
- (2) 令和7年度学校経営方針の承認【規則第12条】
- (3) 学校運営支援協議会役員を選出【規則第10条】
- (4) 情報交換(学校・地域での子どもたちの様子について)
- (5) 令和7年度学校運営支援協議会活動計画
- (6) その他

5 その他

6 閉 会 (進行)



令和7年度 大東小学校学校運営支援協議会委員名簿

	役 職	氏 名	備 考
1	令和6年度 学校運営支援協議会会長	お ぼら ゆき お 男 小 原 雪 男	摺沢振興会会長
2	令和6年度 学校運営支援協議会副会長	あし ひろし 芦 宏	渋民振興会会長
3	令和6年度 学校運営支援協議会副会長	さ とう りつ こ 佐 藤 律 子	結いネットそげい副会長
4	令和6年度 学校運営支援協議会委員	あし かが とく お 夫 足 利 徳 夫	結いネットそげい会長
5	令和6年度 学校運営支援協議会委員	すが わら ひさ こ 菅 原 久 子	摺沢婦人会会長
6	令和6年度 学校運営支援協議会委員	おい かわ たい こ 及 川 たい子	渋民婦人会会長
7	令和6年度 学校運営支援協議会委員	さ とう のり ゆき 佐 藤 徳 幸	前学校評議員
8	令和6年度 学校運営支援協議会委員	い とう たま お 男 伊 藤 玉 男	前学校評議員
9		きく ち りょう 菊 池 亮	大東小学校 PTA 会長
10		ま かべ たけ お 夫 真 壁 岳 夫	大東小学校 校長
11		いちのかわ ち よ 市野川 知 代	大東小学校 副校長
12		ひ ぐち たつ や 樋 口 達 哉	大東小学校 教務主任

協議（１） 令和６年度学校運営支援協議会実施報告について

ア 令和６年６月１４日（金）第１回学校運営支援協議会

- ① 授業参観
- ② 令和６年度役員選出について
- ③ 学校経営方針、まなびフェストについて
- ④ 地域での子どもたちの様子について
- ⑤ セーフティネットの現状について
- ⑥ 令和６年度学校運営支援協議会活動計画

イ 令和６年１２月３日（火）第２回学校運営支援協議会

- ① 縦割り班交流会参観
- ② ２学期までの学校経営（学校評価）について
- ③ PTA活動の見直しについて
- ④ 学校支援活動事業について

ウ 令和７年２月１４日（金）第３回学校運営支援協議会

- ① 授業参観（保護者の授業参観日）
- ② 令和６年度学校経営のまとめについて
- ③ 令和７年度の学校経営について
- ④ 地域との連携について

協議（２） 令和７年度学校経営について 【別紙】

ア 令和７年度学校経営方針について（P４）

イ まなびフェストについて（P６）

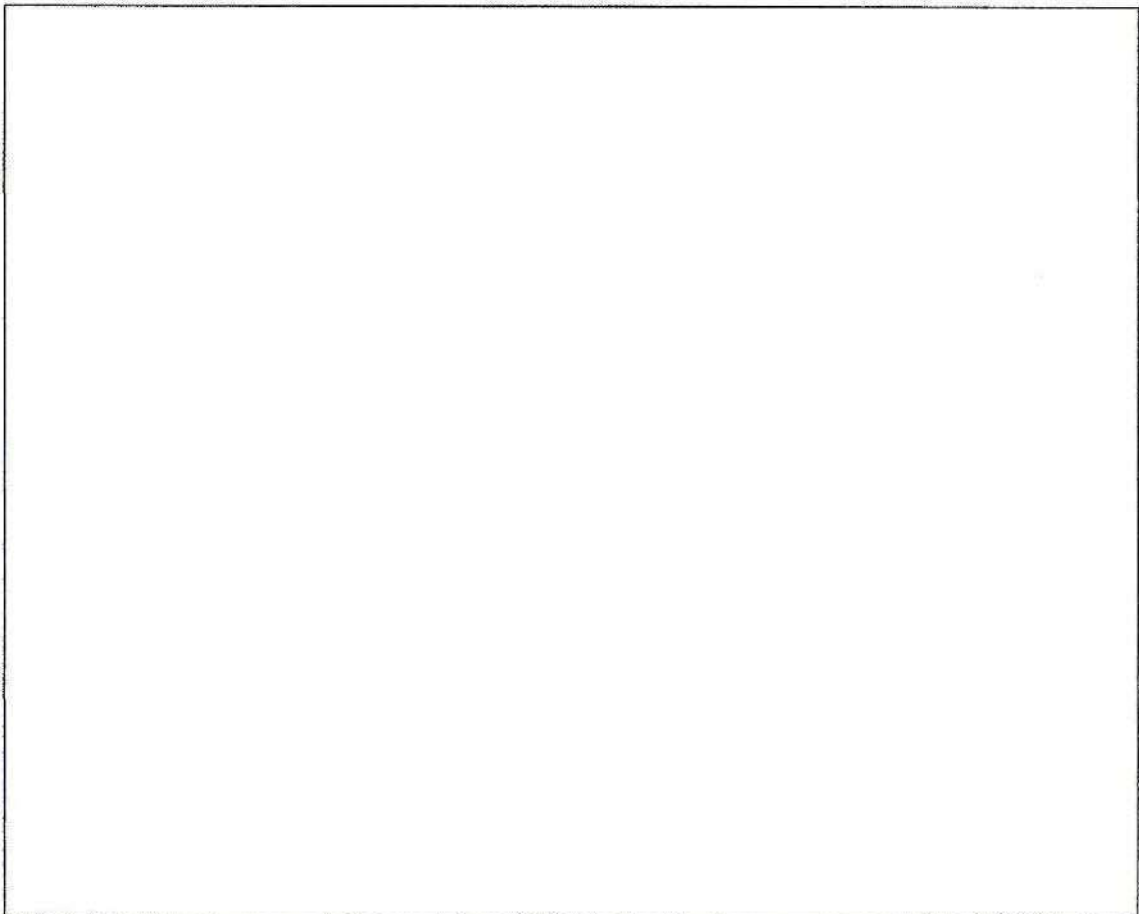
協議（３） 役員選出について

会 長

副会長

副会長

協議（４） 子どもたちの様子について（情報交換）



- 協議（５） 令和７年度学校運営支援協議会活動計画について
- ア 第１回学校運営支援協議会～令和７年６月２４日（火）
授業参観、支援協議会（活動報告・計画、学校経営、情報交換等）
 - イ 第２回学校運営支援協議会～令和７年１１月
授業参観、支援協議会（１学期の評価、児童の様子、地域連携等）
 - ウ 第３回学校運営支援協議会～令和８年 ２月
授業参観、支援協議会（まとめと次年度計画）

※ 主要学校行事（「学習発表会～１０月１８日（土）」、「卒業式～３月１８日（水）」）の際は、ご案内をいたします。子どもたちの様子を観に来ていただければ幸いです。

令和7年度

学校経営方針

—安心・学力・自己肯定感—

1 学校教育目標

- (1) 基本目標 薫り高い歴史と文化を育んできた室蓬讀水の里に誇りをもち、明日への夢や希望に向かって逞しく挑戦する児童の育成
- (2) 教育目標 ◎「かしこく」 ◎「ゆたかに」 ◎「たくましく」
- (3) 具体目標 ○「学び合う子」 ○「助け合う子」 ○「鍛え合う子」

2 本校のめざす姿

1 めざす学校像

- (1) 安全・安心を確保し信頼される学校
- (2) 児童が健やかに成長する活力ある学校
- (3) 家庭・地域とともにある学校

2 めざす児童像

- (1) 自分の考えをもち、意欲的に、仲間と共に学ぶ子ども
- (2) 誰にでも笑顔で場に応じた明るい挨拶ができ、誠実に生活する子ども
- (3) 進んで体力向上に努め、失敗を恐れずに挑戦する子ども

3 めざす教師像

- (1) 人間性豊かで、子ども、保護者、地域と共に歩む教師
- (2) 自己研鑽に努め、学級経営力と授業力の向上に向けて、学び続ける教師
- (3) 教育公務員として使命感と責任感を持ち、高い参画意識で職務を遂行する教師

3 経営の方針

(1) 基本方針

- ア 時代の変化に対応した新たな教育活動の推進・充実を図る。
- イ 学習指導要領に示された趣旨を理解し、新しい創造的な教育活動がなされるよう教育課程の編成・実施・評価・改善に努める。(カリキュラム・マネジメント)
- ウ 学級経営力の向上を基盤に、学習指導要領が求める児童の主体的・対話的な学びの実現に向け、変化に対応した授業改善に努める。
- エ 特別支援教育における校内体制の整備と、教育的なニーズに応じた指導や支援を充実させる。
- オ 基本的な生活習慣を身に付け、健康や安全に気を付けながら進んで運動に取り組む児童の育成に努める。
- カ 「大東小 4本の矢」定着の意識付けを図るとともに、失敗を恐れず新しいことに挑戦するしなやかさを持った児童の育成に努める。
- キ 父母や地区民の願いを把握し、教育環境の整備に努め、協働による教育目標の具現化に努める。

(2) 具体方針

- ア 令和6年度に実践してきた教育活動を基盤に、より効果的かつ創造的な教育活動の実現を模索する。(カリキュラム・マネジメント)
- イ 児童一人一人の「よさ」や「可能性」を認め合うと共に、集団と共に成長し合える学級経営力の向上に努める。「そろえる教育」から「伸ばす教育」への転換
- ウ 各教科における資質・能力の向上を図るため、ICT機器等も効果的に活用した主体的・対話的な学びの実現に努める。(子どもが主語になる学び)
- エ 特別支援教育の充実を図り、全職員体制でインクルーシブ教育(共生社会)システムの構築に努める。
- オ こ・保・小・中連携を密に行い、児童の成長を見守るとともに、自立に向けた支援の充実を努める。

- カ 校舎内外の日々の安全対策の推進と、自らが健康や体力向上に積極的に取り組もうとする児童の育成に努める。
- キ 自己肯定感をもち、失敗を恐れずに様々な事に挑戦する児童の育成に努める。
- ク 「まなびフェスト」を中心に、「学び合う子・助け合う子・鍛え合う子」を育成するとともに父母や地域と協働した開かれた学校経営に努める。

(3) 経営の重点

ア 確かな学力の定着を目指す学習指導の充実

- (ア) 「3つの資質・能力」の育成を図るための「主体的・対話的で深い学び」の授業改善。 ～指導要領
- (イ) 「いわての授業づくり3つの視点」を実施した授業づくり ～県指針
- (ウ) 「ことばの力を育てる教育（ことばの時間）」の充実 ～市重点
- (エ) 「わかる授業づくり（構造的板書とICTの併用・テンポよい授業・習熟時間の確保・適度な負荷・モジュール時間の設定）」の充実 ～市重点
- (オ) 諸活動を活用した授業改善と基礎基本の定着
- (カ) ICT活用の充実と校内研究の推進
- (キ) 家庭学習の定着と音読・読書活動の習慣化の推進

イ 豊かな人間性を育む心の教育の充実

- (ア) 互いの良さを認め尊重し合う心の育成のための生徒指導の充実
- (イ) いじめ問題の早期解決と継続的対応（「困ったことアンケート」や担任との個別面談の実施）
- (ウ) 不登校対応に向けた「COCOLOプラン」と「校内教育支援センター」の確立
- (エ) 基本的な生活習慣の定着と規範意識の向上
- (オ) 学校行事や児童会活動を通じた責任ある行動と積極性の向上
- (カ) 縦割り班活動を通じた異学年交流による責任と感謝の心の育成
- (キ) 意図的・計画的な道徳教育の推進
- (ク) 地域に根差し、児童の社会人基礎力を育てるキャリア教育の充実
- (ケ) 「いきる」「かかわる」「そなえる」を教育課程に位置づけた復興教育の充実

ウ 健康でたくましい体や継続して挑戦する心の育成と安全教育の充実

- (ア) 意欲をもって取り組む体育的行事や日々の活動に挑戦する取組の充実
- (イ) 運動に親しむ児童の育成に向けた体育授業の充実
- (ウ) 体力テストの結果をいかした体力・運動能力の向上
- (エ) 運動不足や肥満解消のための「60プラスプロジェクト」の充実や外遊びの奨励
- (オ) 自分の命は自分で守るという安全意識の啓発
- (カ) 保健・安全指導の充実による心身の健康の保持増進
- (キ) 校舎内外の安全対策の推進

エ 特別支援教育の充実

- (ア) 特別支援教育に関する全職員の理解と研修の充実
- (イ) 児童の実態把握とニーズに応じた支援
- (ウ) 校内支援会議の定期的実施による児童理解と支援計画
- (エ) 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実

オ 保護者・地域との連携と学校が見える開かれた学校づくり

- (ア) 学校評価アンケート（年2回）を生かした学校経営の改善
- (イ) 校報・ホームページ・学年（学級）通信等による責任をもった情報発信と意見集約及び活用
- (ウ) 学校運営支援協議会による学校への支援の充実
- (エ) 各関係機関（市教委、児童相談所、子ども家庭課、病院等）との連携

学校教育目標

さ遅明き
しく日た
ますへ室
。挑の蓬
す。夢讀
するや水
る希の歴
児童望里
の向に文
育か誇り
成っを育
をてをも
めち

かしこく：学び合う子

ゆたかに：助け合う子

たくましく：鍛え合う子

- 良く聞き、考え、進んで自分の意見をはっきり話す。
- 読み、書き、計算の力を高め、あきらめないで勉強する。
- 基本となる学習習慣を身に付け家庭学習や読書に取り組む。
- 明るくあいさつをし、仲良く助け合って生活する。
- 思いやりをもって人に接し、いじめのない学校を目指す。
- 協力して清掃や児童会活動に取り組む。
- 危険から身を守り、安全な生活を心がける。
- 失敗を恐れずに様々なことに自分から挑戦する。
- 元気に活動し、規則正しい健康な生活を心がける。

『希望で登校 感謝で下校』

学校教育目標や目標となる児童の姿に近づけるように次の項目を重点に取り組みます

学校で取り組む重点

学び合う子

- 意欲的に学習に取り組めます。【達成目標：9割】
重点：①対話を重視した授業作りに努めます。
②基本的な学習内容の定着をめざします。
③定期的に家庭学習の内容について指導します。
- 音読、読書の習慣化に取り組めます。《4本の矢「読書」》【達成目標：8割】
重点：①学年の目標冊数に向かって取り組ませます。
(低-100冊 中-60冊 高-30冊)

ご家庭でのご指導をお願いします。

- 集中して家庭学習に取り組むことができるように励ます(学年×10分)【達成目標：9割】
- 家庭での音読や読書が習慣化するように励ます【達成目標：8割】

助け合う子

- 人権意識を基盤とした人との関わりを大切に取り組めます。《4本の矢「あいさつ」「そうじ」》【達成目標：9割】
重点：①相手に伝わる明るくあいさつができるようにします。
②縦割班で協力して掃除ができるようにします。
③互いに認め合える思いやりのある学校づくりに努めます。
④いじめの早期発見・早期解決に努め、学校全体でいじめを許さない土壌作りをします。

- 家庭での対話に努める【達成目標：9割】
- 家庭でも地域でも相手に伝わる「あいさつ」ができるように励ます
「おはようございます・こんにちは・さようなら」【達成目標：9割】

鍛え合う子

- 基本的な生活習慣の定着に取り組めます。《4本の矢「歌声」》【達成目標：9割】
重点：①朝のはじまりをあいさつや歌声で大切にします。
- 安全な暮らし方ができるように取り組めます。【達成目標：9割】
重点：①登下校や休み時間の安全について指導します。
- 様々なことに挑戦し、継続的に取り組めます。【達成目標：9割】
重点：①失敗を恐れず、様々なことに挑戦しようとする気持ちを育てます。
②継続して「60プラスプロジェクト」に取り組ま

- 生活のリズム(早寝・早起き・朝ご飯)を大切にできるように努める【達成目標：9割】
- 交通ルールや学校のきまりを守れるように励ます【達成目標：9割】
- 「60プラスプロジェクト」を中心に据えた、継続した健康な体づくりをがんばれるように励ます【達成目標：8割】

一関市学校運営支援協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定に基づき置く学校運営協議会について、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この規則の規定により置く学校運営協議会は、学校運営支援協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(協議会の目的)

第3条 協議会は、校長の権限と責任の下に学校（一関市立学校条例（平成17年一関市条例第69号）第2条及び第3条に規定する学校をいう。以下同じ。）及び地域住民、保護者等（以下「地域住民等」という。）が協議することにより、地域住民等の学校に対する支援及び協力を促進し、学校と地域住民等の信頼関係を深め、もって学校運営の改善並びに児童生徒の健全育成を図るものとする。

(設置)

第4条 教育委員会は、法第47条の5第1項の規定により、学校ごとに協議会を置くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、小学校及び中学校が相互に密接に連携し、その所在する地域の特色を生かした教育活動を行う場合は、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

3 協議会は、当該協議会を置いた学校または地域の名称を冠するものとする。

(委員の任命)

第5条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、協議会ごとに15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 当該協議会を置いた学校（以下「対象学校」という。）の所在する地域の住民

(2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者

(3) 対象学校の校長

(4) 対象学校の教職員

(5) 学識経験者

(6) 関係行政機関の職員

(7) その他教育委員会が必要と認める者

2 対象学校の校長は、前項の委員の委嘱又は任命に関し、教育委員会へ委員を推薦するものとする。

3 委員に欠員が生じたときは、教育委員会は新たに委員を委嘱し、又は任命するものとする。

(任期)

第6条 委員の任期は、4月1日から翌年の3月31日までの1年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第3項の規定による補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、別に定める。

(守秘義務等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 協議会及び学校の運営に著しく支障を来す言動をすること。

(2) 委員としての地位を利用し、営利行為、政治活動、宗教活動等を行うこと。

(3) その他委員としてふさわしくない行為をすること。

(委員の解嘱等)

第9条 教育委員会は、本人からの辞任の申出があったときは、委員の委嘱又は任命を解くことができる。

2 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、理由を付して委員の委嘱又は任命を解くことができる。

(1) 前条の規定に違反したとき。

(2) その他解嘱又は解任に相当する事由が認められたとき。

(会長及び副会長)

第10条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。ただし、対象学校の校長は、会長となることができない。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 協議会の会議は、会長が対象学校の校長と協議の上、招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会の会議は、原則として、公開する。

(基本的な方針)

第12条 校長は、学校の運営に関して、教育課程の編成その他校長が必要と認める事項について基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項により承認された基本的な方針を、教育委員会に提出しなければならない。

(意見の申出)

第13条 協議会は、法第47条の5第6項又は同条第7項の規定により教育委員会に意見を述べるときは、対象学校の校長を経由して行うものとする。

2 協議会は、法第47条の5第7項の規定による対象学校の職員の任用等に関する意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴くとともに、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 第3条の趣旨を踏まえたものであること。

(2) 学校の教育上の課題を踏まえたものであること。

(3) 特定の個人に関するものでないこと。

(4) 職員の分限、懲戒、賞罰その他身分に関するものでないこと。

(運営状況の報告)

第14条 協議会は、教育委員会に対し、毎年度1回、協議会の運営状況を報告するものとする。

(適正な運営の確保等)

第15条 教育委員会は、協議会の適正な運営を確保するために、必要に応じて指導又は助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な協議を行うことができるよう、協議会に必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(庶務)

第16条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

令和7年度 年間行事予定表

一関市立大東小学校

4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		
日	曜	行事予定	給	日	曜	行事・会議等	給	日	曜	行事・会議等	給	日	曜	行事・会議等	給	日	曜	行事・会議等	給	日	曜	行事・会議等	給	
1	火	職員会議①	○	1	木	内科検診② 校内科②	○	1	金		○	1	土	児童朝会 県学園(5年)	○	1	月	木曜日	○	1	日		○	
2	水	職員会議②	○	2	金	一斉研	×	2	土	全校朝会	○	2	日	クラブ④	○	2	火	委員会⑩	○	2	水	期未事務整理	×	
3	木	職員会議③	○	3	土	憲法記念日		3	日	クラブ①	○	3	月	児童朝会	○	3	水	一斉研	×	3	木	文化の日		
4	金		○	4	日	みどりの日		4	月	フール清掃	○	4	火	期未事務整理	×	4	木	委員会⑨	○	4	土	全校朝会	○	
5	土		○	5	月	こどもの日		5	火	校内科③	○	5	水		○	5	木	全校朝会	○	5	金	期未事務整理	×	
6	日		○	6	火	振替休日		6	水		○	6	木		○	6	金	全校朝会	○	6	土	期未事務整理	×	
7	月	紹介式始業式	×	7	水	全校朝会	○	7	木	期未事務整理	×	7	金		○	7	土		○	7	日			
8	火	入学式	×	8	木	内科検診③ 職員会議⑤	○	8	金	クラブ③	○	8	土		○	8	日		○	8	月	期未事務整理	×	
9	水		○	9	金	校内科④ PTA資源回収	○	9	土		○	9	日	去月全園	○	9	月	職員会議⑥	○	9	火	クラブ⑤ CRT運動	○	
10	木	校内科①	○	10	土		○	10	日	体力テスト① 委員会④ 全校朝会	○	10	月		○	10	火		○	10	水	CRT運動	○	
11	金	1年生を迎える会	○	11	日		○	11	月	山の日		11	火	修学旅行(6年)	○	11	水	クラブ⑦	○	11	木		○	
12	土		○	12	月	職員会議⑦	○	12	火		○	12	水		○	12	木		○	12	金	成人の日	○	
13	日		○	13	火		○	13	水		○	13	木	スポーツの日	○	13	金	職員会議⑧	○	13	土	振替休日	○	
14	月		○	14	水		○	14	木		○	14	金	1学期終業式	○	14	土	校内マラソン大会	○	14	日		○	
15	火	委員会① 県検査 知事検定25年	○	15	木		○	15	金	委員会⑤	○	15	土	敬老の日	○	15	日		○	15	月		○	
16	水		○	16	金		○	16	土	児童朝会	○	16	日	クラブ⑧	○	16	月	学習発表会 予行	○	16	火	委員会⑥	○	
17	木	全国学園(6年) 職員会議④	○	17	土	PTA環境整備作業	○	17	日	青少年 クラブ②	○	17	月		○	17	火	児童朝会	○	17	水	委員会⑦	○	
18	金	交通安全教室	○	18	日		○	18	月	個別面談	○	18	火	職員会議⑨	○	18	水	学習発表会	○	18	木	マラソン予備日 委員会⑧	○	
19	土	授業参観PTA総会	×	19	月	耳鼻科検診	○	19	火		○	19	水		○	19	木	児童朝会	○	19	金	3学期始業式	×	
20	日		○	20	火	原校舎(再)	○	20	水	2学期始業式	○	20	木	振替休業日	○	20	金	校内研⑩	○	20	土	委員会⑪	○	
21	月	振替休業日	○	21	水	運動会総練習	○	21	木	海の日		21	金		○	21	土	委員会⑫	○	21	日		○	
22	火	児童宅確認①	○	22	木		○	22	金		○	22	土	全校朝会	○	22	日		○	22	月	期未個別面談	○	
23	水	避難訓練 児童宅確認②	○	23	金		○	23	土	個別面談	○	23	日		○	23	月	秋分の日	○	23	火	校内研⑪	○	
24	木	児童宅確認③	○	24	土	運動会	×	24	日	児童朝会	○	24	月	1学期終業式 校内研⑫	×	24	火		○	24	水	2学期終業式	×	
25	金	児童宅確認④	○	25	日		○	25	月	計上総会(5-6)	○	25	火	校内研⑬	○	25	水	クラブ⑩	○	25	木		○	
26	土		○	26	月	振替休業日		26	火		○	26	水	県学園(5年)	○	26	木		○	26	金		○	
27	日		○	27	火	委員会⑬	○	27	水	PTA環境整備作業	○	27	木		○	27	金	校内研⑭	○	27	土	クラブ⑪	○	
28	月	校内科⑤ PTA資源回収	○	28	水		○	28	木		○	28	金		○	28	土		○	28	日		○	
29	火	昭和の日	○	29	木		○	29	金		○	29	土	校外学習日	○	29	日		○	29	月		○	
30	水	児童会総会 内科検診①	○	30	金	産科検診②	○	30	土		○	30	日	校内研⑮	○	30	月		○	30	火		○	
31	木		○	31	土		○	31	日		○	31	月		○	31	火		○	31	水		○	
学年日数		17		20		21		17		8		20		22		18		18		10		18		13
土曜日数		7		11		9		7		4		10		9		12		6		3		10		7
給食		11		18		20		14		5		18		18		17		15		9		16		9
欠席日数		6		0		0		7		19		0		0		0		7		18		0		11
学習日数				75								86										41		
総計												202											給食 170	

